

平成26年度
第4回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成27年3月26日開会

高松市農業委員会

平成26年度第4回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成27年3月26日(木)午後1時30分開会

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター 3階 役員会議室

出席委員 23人

- 1番 宮野 惠基 (農政部会長)
- 2番 三好 義光 (農政部会長職務代理者)
- 3番 竹内 俊彦
- 4番 佐竹 博巳
- 5番 河瀬 和一
- 6番 佃 俊子
- 9番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 11番 谷口 辰男
- 13番 川田 之治
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 19番 中名 良竹
- 20番 花澤 均
- 21番 兔子尾紀夫
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 28番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 7番 三笠 輝彦 (会長)
- 8番 十河 善則
- 12番 植田 治郎
- 14番 上原 勉
- 27番 宮武 正明

農業委員会事務局出席者

農政課長	川西 好春
農政管理係長	山本 直志
農政管理係副主幹	増田 雄二

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に
ついて

報告第1号 平成26年度農地利用状況調査の結果について

報告第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

そ の 他 第2種農地における太陽光発電設備設置を目的とした農地転用
の取扱いについて

川西農政課長 本日の出席委員は23名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、欠席の連絡を三笠会長、十河委員、植田委員、上原委員、宮武委員からいただいております。

それでは、ただ今から平成26年度第4回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部会長 こんにちは。年度末で大変お忙しい時期にもかかわらず、御参集いただき誠にありがとうございます。

本年4月12日に県議選、26日には市長及び市議選の統一地方選挙が予定されております。

年度末で色々とお忙しい中でございますので、スピーディな議事の進行に御協力いただくことをお願い申しあげまして、開会の言葉に代えさせていただきます。

川西農政課長 ありがとうございます。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議 長(宮野農政部会長) それでは、議事日程に入ります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号5番河瀬 和一委員さん、議席番号25番廣瀬 吉俊委員さんの御二人にお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第2に入ります。議案第1号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 議案第1号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明申し上げます。

まず、議案の第1号ですが、平成21年度に国から、農業委員会が規制改革会議などで様々な意見を述べられていますが、多岐に渡る現場での活動実態を知らないからであり、農業委員会活動の見える化という観点から、この様式で公表するよう定められたものでございます。

1ページをお開きください。

I 法令事務に関する点検といたしまして、(1)総会等の開催につきましては、平成23年度

から事務局の窓口及びホームページに掲載して公表しております。(2)総会等の議事録は約30日間で作成してありまして、今後とも短縮に努めてまいるとしてあります。(3)議事録の内容ですが、本市では詳細な内容のものを作製してあります。(4)議事録の公表につきましても、事務局に備え付け、ホームページで公表してあります。

続きまして2ページをお開きください。

2 事務に関する点検ですが、(1)農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は251件でございます。表の左側の点検項目の事実関係の確認ですが、実施状況としましては、申請書の内容確認を行うとともに現地調査を実施し、必要に応じて申請者に対する聞取りを実施しています。

次に、総会等での審議でございますが、関係法令等に基づき、1件ごとに審議してあります。

次に、申請者への審議結果の通知ですが、申請の251件全てについて通知してあります。

次に、審議結果等の公表ですが、詳細な議事録を作製しホームページで公表してあります。処理期間については標準処理期間を設定しており、平均21日で処理をしております。

(2)農地転用に関する事務についてですが、1年間の処理件数は748件、4条が242件、5条が506件でございます。表の左の欄の点検項目のうち、事実関係の確認ですが、実施状況としましては、書類審査及び現地調査を実施し、必要に応じて申請者に聞取りを実施してあります。

次に、総会等での審議ですが、実施状況としましては、関係法令等に基づきまして、1件ごとに転用事業内容等につき、審議してあります。

次に、審議結果等の公表ですが、詳細な議事録をホームページで公表してあります。処理期間については標準処理期間を設定しており、平均35日で処理をしております。

3ページを御覧ください。

(3)農業生産法人からの報告への対応です。

左の欄の点検項目の農業生産法人からの報告についてでございます。管内の農業生産法人は37法人ありまして、最終的に31法人の提出がありましたが、うち、報告書の督促を行った農業生産法人数は8法人で、督促を受けた8法人は全て提出されました。

また、報告書の提出がなかった法人は6法人で、理由としては休業中が4法人、新設法人であり報告期日に至らなかったため2法人でございます。

農業生産法人の状況についてですが、特に問題はありませんでした。

(4)情報の提供等でございます。

点検項目の賃借料情報の調査・提供についてですが、実施状況としては、対象が704件で、ホームページ及び農業委員会だよりで公表してあります。時期は平成26年11月でございます。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、実施状況としまして、調査対象の権利移動の件数は1,447件で、内訳は、農地法の3条が251件、5条が506件と利用権設定の690件の合計です。提供方法としては、ホームページでの公表でございます。取りまとめ時期は平成27年3月でございます。

次に、農地基本台帳の整備でございますが、整備対象農地面積は 8,252ヘクタールで、電算処理システムを導入して整備しており、利用状況調査・固定資産税台帳の移動、相続等の届出、農地法の許可などを随時更新しております。

4 ページをお開きください。

その他の法令事務ということで、農用地利用集積計画の決定でございますが、1年間の処理件数は、夏が288件、冬が402件で合計690件となっております。

点検項目の事実関係の確認については、計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定につきましては、各担当地区の農業委員さんが調査しております。

次に、総会等での審議は関係法令・農業経営基盤強化促進基本構想に基づきまして、議案ごとに審議しております。審議結果等の公表については、ホームページで公表しております。

5 ページにつきましては、1 ページから 4 ページまでの情報を 1 カ月間ホームページに掲載して、地域の農業者等からの意見をいただいた状況を取りまとめて記入するものでございます。

続きまして 6 ページをお開きください。

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価でございます。

1 現状及び課題ですが、平成26年3月現在の管内農地は8,304ヘクタールであり、遊休農地の面積のA分類は139ヘクタールでございまして、割合としては1.7パーセントでございます。

課題としては、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の面積が増加傾向にありますので、利用状況調査の円滑な実施、所有者への指導、解消に向けて県農地機構を活用しております。

次に、2 平成26年度の目標及び実績ですが、目標が74ヘクタールで実績が6ヘクタール、達成状況は8.1パーセントでございます。

目標の設定でございますが、平成20年度当初の遊休農地が116ヘクタールございまして、まず、その農地の全筆を解消しようということで設定しており、平成26年度の1年間で6ヘクタールが解消され、現在68ヘクタールが残っているということでございます。21年度以後の新規発生分は反映させないため、先ほど説明した139ヘクタールとは数字の乖離がございまして。

3 2の目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績は8月から11月まで、水田協議会等と共同して調査いただきました。人数としましては、農業委員さんが47人、水田部会等の方が104人の合計151人となっております。その結果の取りまとめは11月から2月までおこなわれました。

なお、本年度から利用状況調査の結果は、利用意向調査等を通じて県農地機構への貸付けを促しておりますので、遊休農地への指導件数などの欄の記載は必要なくなりました。

その他の取組み状況としましては、随時農業委員さんに御指導もしていただいております。

4 評価の案ですが、目標に対する評価の案は、目標を達成できなかったが、遊休農地の所有者等に継続的に指導しており、目標としては適当であるとしてしました。

活動に対する評価の案としては、遊休農地の所有者等へ継続的に指導し、遊休農地の解消への理解が進みつつあるため、指導や利用意向調査を通じて農地の有効利用が図られるよう県農

地機構と連携することが必要であるとしております。

7ページをお開きください。

5・6でございますが、1カ月間ホームページに掲載して、地域の農業者等からの意見をいただいた状況を取りまとめて記入するものでございます。

8ページをお開きください。

Ⅲ 促進等事務に関する評価でございますが、1 認定農業者等担い手の育成及び確保の(1) 現状及び課題ですが、平成26年3月現在の農家数は14,414戸、そのうち、主業農家、つまり主たる収入が農業で、50パーセント以上ということですが、年間約60日以上従事し、65歳未満の世帯員がいる農家は613戸、これは、統計として、農林業センサスしか分からないので、2010の数字を引き続き引用しています。次に、農業生産法人が37、認定農業者が291、特定農業法人が1でアグリ天神が該当します。特定農業団体が5団体で香川池西、香川北部、香川由佐、香川南部、高松市檀紙が該当します。

(2)平成26年度の目標及び実績は認定農業者の目標が14で実績は20経営で、33の増、13の減となっておりまして、特定農業法人は、目標1法人に対しまして、実績は0法人、特定農業団体は目標1団体に対しまして、実績は0団体でした。(3)(2)の目標の達成に向けた活動ですが、昨年の活動計画に対しての活動実績といたしましては、認定農業者につきましては、目標を上回る成果を上げたものの、特定農業法人・農業団体に関しては農林水産課と連携して推進活動を実施したが、結果が伴わなかったということでございます。

(4)評価の案でございますが、活動に関する評価の案で、認定農業者の普及推進は目標を上回り、今後も継続して活動します。特定農業法人・団体については、設立手続きが煩雑なため、直接、農業生産法人化へ向かう傾向があるということです。

9ページを御覧ください。

2 担い手への農地の利用集積、(1) 現状及び課題ですが、平成26年3月現在の管内の農地面積は8,304ヘクタールで、これまでの集積面積は942ヘクタールで集積率は11.3パーセントでした。

(2)平成26年度の目標及び実績ですが、高松市農業振興計画において、1,100ヘクタールを目標としていたため、(1)のこれまでの集積面積942ヘクタールから、158ヘクタール増を目標としていたものの、26年度の実績値は、次の13ページで説明しますように、974ヘクタールとなりましたことから、実績としては、974ヘクタールから942ヘクタールを引いた32ヘクタールの増となったものです。

(3)(2)の目標の達成に向けた活動といたしましては、農業委員さんの日ごろからの活動や制度の周知に加えて、県農地機構の農地集積専門員と連携していただき、8月と1月の農業相談会において、農地の利用集積に務め、着実に成果が出ているということでございます。

(4)評価の案でございますが、目標値を下回ったものの、担い手の利用集積への需要は依然として高く、今後とも集積活動を継続していくとしました。活動に対する評価の案については、県農地機構の農地集積専門員と連携しながら、農地の利用集積を引き続き進めていくというこ

とでございます。

10ページを御覧ください。

3 違反転用への適正な対応の(1)ですが、残土の不法投棄が課題となっており、重点的な活動が必要としております。

続いて、(2)平成26年度の目標としましては、25年度の実績として1.6ヘクタールとしていましたが、26年度も同じく1.6ヘクタールほど発生し、そのすべてを解消いたしました。

(3)(2)の目標の達成に向けた活動といたしましては、活動実績は違反転用の発生防止に向けた取組みで、重点監視地域等での農地パトロールの実施をしたということでございます。

(4)評価の案といたしましては、違反転用は早期発見、早期指導が重要であり、農地パトロール等も行っており、概ね妥当で、引き続き是正指導していくとしております。

11ページをお開きください。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。

I 法令事務(遊休農地に関する措置)の1 現状及び課題ですが、平成27年3月現在の管内農地面積は8,252ヘクタールで、遊休農地は124ヘクタール、割合は1.5パーセントでございます。再度の説明で恐縮ですが、124ヘクタールの内訳ですが、平成20年度に116ヘクタールありました遊休農地が、68ヘクタールまで解消されましたものの、21年度から新たに発生して解消されていない遊休農地が56ヘクタールあり、当初残の68プラス新規発生の56で平成27年3月現在、124ヘクタールということです。

2 平成27年度の目標及び活動計画案ですが、先ほどの説明のとおり、当初の残ということで、遊休農地の解消面積を68ヘクタール、活動計画は、8月から11月までの調査、結果の取りまとめは、11月から2月までという計画でございます。なお、調査員数356人の内訳ですが、農業委員47人と高松市地域再生協議会の平成26年度の各地区水田部会役員数等の309人の合計となっております。実際には、ここに、市と委員会の事務職員が加わりますが、予算上の数字を挙げております。調査方法については、各水田部会等で昨年行っていただいた中で浮かんだ課題等に対応していただきたく思います。また、農業上の利用増進が図られるよう県農地機構への貸付けを促すとしています。

3・4につきましては、同様で、ホームページ掲載後意見を伺って記載するものとしております。

12ページをお開きください。

II 促進等事務の1 認定農業者等担い手の育成及び確保でございますが、(1)現状及び課題では平成27年3月現在の農家数は14,291戸、うち、主業農家が613戸、これは2010のセンサスの数字を引用しております。そして、農業生産法人数が37法人、認定農業者が311経営、特定農業法人が1法人、特定農業団体が5団体でございます。

(2)平成27年度の目標案及び活動計画案の認定農業者の目標は10経営、特定農業法人は1法人、特定農業団体は1団体といたしました。

これは、担い手の育成に取り組んでいる農林水産課が目標設定していることから、農業委員

会としても連携して目標の達成を目指すものです。

活動計画案につきましても、市や県農地機構・農協等の関係機関と連携しながら、地域のリーダーを育成するなど目標達成に努めたいとしております。

13ページをお開きください。

2 担い手への農地の利用集積の、(1)現状及び課題ですが、管内の農地面積は8,252ヘクタール、これまでの集積面積は974ヘクタール、集積率は11.8パーセントでございます。課題としましては、遊休農地の増加を防ぎ、解消を目指すために、香川県農地機構を活用し、また、利用権設定等を行いながら担い手に集積していく必要があるということでございます。

(2)平成27年度の目標案及び活動計画案でございますが、集積面積の目標は農林水産課が高松市農業振興計画の中で1,100ヘクタールとしていますので現在の集積面積974ヘクタールを差し引いた126ヘクタールといたしました。

(3)・(4)は割愛します。

14ページを御覧ください。

3 違反転用への適正な対応でございますが、(1)現状及び課題は、早期の違反転用の発見・解消が必要ということでございます。(2)平成27年度の目標案及び活動計画案でございますが、違反転用は毎年1ヘクタール強発生しており、これらを発生年度中に確実に解消しなければならぬという観点から、目標を昨年度の解消面積1.6ヘクタールといたしました。活動計画案につきましては、重点監視地域での農地パトロールの強化をいたしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

本年度の活動実績及び来年度に向けた目標の説明をいただきました。この議案第1号について御発言をいただきたいと思っております。——御意見等が無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり決定されました。

議案については、以上で終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 平成26年度農地利用状況調査の結果について、報告第2号 農用地利用集積計画の決定について、報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 それでは、報告第1号から3号まで御説明いたします。

まず、第1号 平成26年度農地利用状況調査の結果についてです。

1 ページを御覧ください。

昨年8月から11月にかけて、調査していただいた、各地区と全体の集計です。

左からA分類、B分類それぞれの合計がございまして、右側の方に合計が2つあり、左側が26年度のA・Bの合計、右側が25年度の合計、右端が対前年度の増減となっております。

総計から御説明します。今回「A」と判断された農地は1,755筆で、昨年の1,901筆と比べて150筆ほどの減、面積としては、約124ヘクタールで昨年の約139ヘクタールから15ヘクタールの大幅減となっております。

なお、その内訳ですが、委員さんの指導の結果減少した面積は29ヘクタールで、新たに発見されたのは14ヘクタールです。

次に、「B」と判断された農地は4,689筆で昨年の4,257筆から432筆の増、面積としましては、約387ヘクタールで昨年の約374ヘクタールから13ヘクタールの増となっております。

なお、その内訳ですが耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用するなど5ヘクタールの減少と新規発見18ヘクタールです。

合計としましては、26年度が511ヘクタール、25年度が513ヘクタールで2ヘクタールの減となっております。内訳は22ヘクタールの解消を伴う減に20ヘクタールの新規発見の増です。

なお、地区ごとの増減が表に記載されておりますが、その地区の町ごとの内訳は、2ページから4ページにありますので、御一読ください。

今年度は全体調査が2年目となり、参加される方の耕作放棄地の発生防止・解消への意識が深まってきたことから、A分類が大幅に減少したものと考えられます。

続きまして、報告第2号 農用地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

報告第2号を御覧ください。

高松市長から農業委員会に農用地利用集積計画の決定の依頼がありました。これは去る3月10日に開催されました農地部会で決定されましたものを、本日報告するものです。

2枚めくってください。

これは平成27年3月31日公告の農業経営基盤強化促進事業いわゆる利用権設定についての高松市全体の内訳表でございます。

最初に様式についてですが、高松市の様々な電子システムがここ数年かけて、新システムに変更になりました。

新システムの導入に当たっては、既存のパッケージを購入するということになっておりまして、新農地システムも同様でございます。

そのため、今までとは使用貸借権や賃借権の区分がなく、戸惑われると思いますが、御理解のほどよろしく申し上げます。

それでは、本題に入りまして、左の上の1利用権設定のうち、(1)の地目別設定面積です。田が99万8千115.09平方メートルで、約100ヘクタール、畑が3万9千625平方メートルでございます。約4ヘクタールでございます。

次に、(2)の作物ですが水稻の27万5千760.09平方メートル、3番目の米・麦が36万7千899平方メートル、真ん中当たりの野菜8万5千34平方メートルが主な作物となっております。また、

最後にあるその他は、葉草・盆栽・たばこなどです。

次に、右側ですが、3年の貸借期間が面積としまして39万6千854平方メートルで、筆数にして426筆、6年から10年未満の貸借関係が面積としまして44万3千80.09平方メートルで、筆数にして428筆、この中には農地集積補助金のために7年間、県農地機構が借り受けた面積が入っています。10年間は面積として19万7千806平方メートル、筆数として201筆となっています。

なお、地区ごとの内訳は件数がたくさんありページが多いこと、また、各地区担当農業委員さんが既に御存じでありますことから、今回は割愛させていただいて、県農地機構について抜粋で付けさせていただきます。

次のページを御覧ください。

県農地機構が貸借をした一覧でございますが、800番から最後のページの850番まで、件数は、6年が4件、7年が20件、10年が27件の合計51件で、面積にして18万5千992平方メートル、筆数にして160筆でございます。率にして全体の18パーセントとなっています。夏は7年が4件、10年が21件で、面積にして7万1千542平方メートル、筆数64筆で約10パーセントと農地機構を活用した集積が進んでおります。

県知事の利用配分計画の公告の予定は6月1日でございます。

なお、最後の900番につきましては、前回11月1日で農地機構が取得しました農地を前田西町の滝本さんへ所有権移転する案件でございまして、最初から3枚目の集計表に戻っていただきまして、2の所有権移転、田1千56平方メートルに反映されております。

なお、本年度につきましては、農地中間管理事業が開始され日程がわずかしかない中、県農地機構への集積が進んでいますのも、農業委員さんの努力のお陰で大変に御足労をおかけしましたが、着実に進んでおりましてありがとうございます。

来年度は本格稼働に向け、新聞報道や説明会で一要綱の見直しが検討されているようですので、今後ともよろしく願います。

次に、報告第3号農業経営改善計画の認定に係る意見についてでございます。

表紙を御覧ください。

これも高松市長から農業委員会へ農業経営改善計画の認定に係る意見を求めて来たもので、3月10日の農地部会で決定されたものを報告するものです。

1枚目をめくってください。農業経営基盤強化促進法第12条第1項、第13条第1項に係る農業経営改善計画に関する申請者の一覧でございます。まず、平成27年3月認定予定の27名の方でございます。1番から13番までは再認定、14番から26番までは新規認定、27番は変更でございます。これらの内容につきましては、次の1ページから9ページにかけて添付しておりますので、御一読ください。

なお、期限切れにより認定農業者で無くなったものは、2名。一番下ですが認定取り消し者は4名となっております。

報告事項につきましては、以上です。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

これら報告事項について、御質問等はありませんか。——無いようですので、次に、その他 第2種農地における太陽光発電設備設置を目的とした農地転用の取扱いについて事務局の説明を求めます。

川西農政課長 それでは、その他 第2種農地における太陽光発電設備設置を目的とした農地転用の取扱いについて御説明します。

現在の状況ですが、太陽光発電について農地法第4・5条の許可申請について、第1種農地は原則不許可、第3種農地は原則許可、第2種農地は4条申請については許可、5条は原則不許可、ただし、同一世帯内での農地の貸借、権利の移転に限って許可という扱いをしております。

4月1日からは第2種農地の取扱いを若干緩和するという内容になっております。

4条については許可、5条については一般の共同住宅と同じように許可という中身ですが、無条件ではなく、要件を満たした場合に限って5条申請も許可という中身になっています。

耕作放棄地は要件を満たしておりますから許可となります。

以上で、説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。これについて、御質問等はありませんか。——無いようですので、日程第2は終わり、5のその他に移ります。

事務局から何かございますか。

川西農政課長 4月1日付けの人事異動で山本係長、増田副主幹、豊島主任が転出し、新たに三好局長、大井補佐、森主査、柞原主任が転入となる内示が昨日出ております。

議 長 皆さんから何か御意見がありますでしょうか。——無いようですので、これで平成26年度第4回高松市農業委員会農政部会を終了いたします。

それでは閉会に当たりまして、三好農政部会長職務代理者から御挨拶をお願いします。

三好農政部会長職務代理者 皆さんお疲れでございました。

農地の集積化等国の農政が大きく転換されようとしております。香川県のような耕作面積が小さい農家をどのように守っていくのか重要になってくると思っております。農業委員が中心となって地域農業の保持に努められますようお願い申しあげ、本日の閉会の挨拶にさせていただきます。

本日は熱心な御審議ありがとうございました。

議 長 以上で本日の農政部会を終わらせていただきます。

午後2時34分 閉会

会 長

議事録署名委員

部会長

委 員

委 員